

第1回 森町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会

日 時 平成27年1月28日（水）14時から
場 所 森町町民生活センター2階 集会室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) 静岡県「内陸のフロンティア」を拓く取組の概要
- (2) 推進協議会の設置について
- (3) 森町における総合特区事業・内陸フロンティア推進区域の事業について

4 連絡事項

5 閉 会

静岡県「内陸のフロンティア」を拓く取組について（概要）

1 趣旨（参考資料1-①）

「内陸のフロンティア」を拓く取組とは、南海トラフの大地震や津波等の有事への備えに取り組むとともに、新東名高速道路を背景とした地域産業の活性化や自然と調和した新しいライフスタイル等の実現を目指す、防災・減災対策と地域成長の両立を図る取組を指す。

2 実施期間

県は、県・市町・関係団体が一体となって、「内陸のフロンティア」を拓く取組を進める上での共通の目標、方向性を示すために全体構想を策定しており、その内容は、中部横断自動車道等の南北高規格幹線道路や中央新幹線が開通する平成39年(2027年)頃までの中長期にわたる期間を念頭に置いたものとなっている。

防災・減災対策を最優先に実施しつつ、魅力ある地域づくりを効果的に促進するため、総合特区制度等を活用するとしており、構想の先導的役割を果たす地域における取組については、その取組期間を平成25年度から概ね5年間を想定している。

3 推進方法（参考資料1-②）

県は、構想を着実に推進するため、3つの基本戦略に沿って重点的に事業を展開し、また、地域の実情に合わせ、市町等が実施する関連事業を支援するとしている。

さらに、平成26年度から「内陸のフロンティア」を拓く取組の県全域への拡大、具体事業の加速化のため、「内陸フロンティア推進区域」を設置し、当該区域を重点的に支援している。

4 内陸フロンティア推進区域（参考資料1-③、1-④）

推進区域とは、「県指定区域」及び「総合特別区域」を指し、いずれも市町の申請に基づき、県が指定するものである。申請の受付は、春（5月）と秋（9月）の年2回であり、平成26年度においては、春に10市町24区域が、秋に9市町13区域が指定を受けている。

両者の違いは、申請のあった区域が、総合特別区域法の規定に基づく国への特区指定申請において掲げられた対象区域であるかどうかである。

推進区域に指定されると、区域内での事業について、企業の用地取得に対する補助率及び限度額の引き上げや取組を具体化する市町の調査に対する助成といった支援措置を利用することができるようになる。

森町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会の設置について

1 趣旨

当町では、近年の地震や台風などにより、大災害に対する安全・安心への住民のニーズが増加している。また、津波被害リスク回避のために、企業の内陸部への移転ニーズも高まっている。このことから、多様な防災機能の確保や移転を希望する企業の受け皿の確保が、当町の喫緊の課題であると言える。

一方で、自然・歴史・文化などの地域の特性と新東名高速道路に裏付けされた交通の利便性を活かし、人々に愛されるような個性と活気のあるまちづくりを進める必要がある。

これらの課題に対応するため、当町では、静岡県が推進する防災・減災対策と地域成長の両立を図る「内陸のフロンティア」を拓く取組に取り組んでいるところである。

当協議会は、静岡県が制定する「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会設置要綱第9条の規定に基づき、総合特区の推進に必要な計画の作成及び計画の実施に必要な事項について協議を行うとともに、総合特区事業の進捗状況の把握と検証・評価を行うことを目的として設置するものである。

2 実施期間

平成30年3月31日まで

3 活動内容

- (1) 推進計画の作成及び総合特区事業や推進計画の実施のために必要な事項についての協議
- (2) 総合特区の推進に関する情報の共有及び発信

4 構成員

推進協議会は、副町長を会長とし、住民代表、金融機関、森町商工会、森町観光協会、農業関係者、消費者代表等の区域において行う事業と密接な関係を有する者から構成することとする。

5 その他

推進協議会の庶務は、企画財政課において処理する。

森町における総合特区事業・内陸フロンティア推進区域の事業について

1 目標（参考資料3-①）

当町が総合特区指定申請の際に掲げた目標は、「創造的田園居住エリアの形成」であり、その内容は、新東名の開通による追い風を最大限にいかして、防災・減災を図りながら、内陸部への企業移転の受け皿づくりを進めることである。

2 対象区域（参考資料3-①）

事業対象区域として、以下の3区域を掲げている。

- ① 遠州森町PA周辺
- ② 森掛川IC周辺
- ③ 中川下工業専用地域周辺

3 実施事業（参考資料3-①）

(1) 遠州森町PA周辺有効活用推進事業

観光面については、小國神社につながる沿道では地域固有の歴史・文化等をいかした休憩施設や交流施設、県道沿道では「食と農」の魅力を発信する物産販売等の6次産業化施設の集約を目指す。

防災面では、緊急輸送路や防災備蓄倉庫の整備、休憩・交流施設の避難所としての活用等、緊急物資の供給機能や地域防災機能の確保を図る。

(2) 森掛川IC周辺次世代産業集積事業

既存工業団地の隣接地では周辺環境に配慮した工業用地整備を行い、物流業等の誘致を、区域西側の県道沿道では遊休工場用地の有効活用や工業用地の確保を図る。

有事には進出企業へ協力を求め、物資及び食糧供給拠点としての機能や迅速な復旧対策の拠点機能を確保する。

(3) 内陸部への移転企業の受け皿確保事業

東日本大震災を契機とした企業の移転ニーズに対応するため、未利用地を含む工専周辺地域で工業団地の拡張を目指す。

有事には進出企業へ協力を求め、東名・新東名高速道路のICに近接する交通の利便性をいかし、物資の供給・備蓄機能を確保する。

4 内陸フロンティア推進区域の指定について（参考資料3-②、3-③、3-④）

推進区域とは、「県指定区域」及び「総合特別区域」をいう。

県指定区域とは、市町の申請に基づき「内陸のフロンティア」を拓く取組全体構想の実現に必要と県が指定する区域をいう。

総合特別区域とは、総合特別区域法第31条第1項の規定に基づく「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」の指定申請において掲げた「目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業」に係る「対象区域の範囲」と示した11市町の区域のうち、市町の申請に基づき構想の実現に必要と県が指定する区域をいう。

当町では、平成26年10月14日付けで、3つの区域で内陸フロンティア推進区域の指定を受けており、いずれも「総合特別区域」にあたる。

5 平成26年度の取組について（参考資料3-⑤、3-⑥、3-⑦）

平成26年度は、町協議会の設置・開催のほかに2地区で開発可能性事前調査を、1地区で開発可能性基本調査等を予定していた。

中川地区における内陸部への移転企業の受け皿確保事業については、若干の遅れがあるものの、概ね計画どおりに実施できた。しかし、残りの2地区については、開発可能性事前調査の実施主体である県企業局との調整の中で、当初の事業計画を実施するには、困難を伴うことが判明したため、事業計画の見直しからやり直す必要に迫られた。

6 平成27年度の取組計画について（参考資料3-⑤、3-⑥、3-⑦）

(1) 遠州森町PA周辺有効活用推進事業

当初の計画を進めても、民間や企業局の収益が見込めないことが判明したため、土地利用方針を見直し、今後は、エリアごとに事業計画を練っていく必要がある。防災備蓄倉庫については、平成27年度中に設計の依頼をする予定である。

(2) 森掛川IC周辺次世代産業集積事業

当該区域での工業用地整備は、新東名への影響が懸念される等の理由から、用地選定には困難を伴う。

今後、土地利用方針の見直しや工業用地適地の洗い出しを行っていく。

(3) 内陸部への移転企業の受け皿確保事業

工業団地整備については、平成27年2月末に完了する開発可能性基本調査の結果を踏まえ、農振除外や用地交渉といった具体的な手続きに移る。

アクセス道路整備については、用地交渉・買収後、工事に着手する予定である。